

様式第 11(第 35 条関係)

指定給水装置工事事業者

廃止
休止
再開

届出書

直方市水道事業
直方市長 殿

年 月 日

届 出 者

発行責任者および担当者	
・発行責任者:氏名	連絡先
・担 当 者 :氏名	連絡先

水道法第25条の7の規定に基づき、水道装置工事の事業の
廃止
休止
再開
の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	
住 所	
フリガナ 代表者の氏名	
(廃止・休止・再開) の年月日	
(廃止・休止・再開) の理由	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

《水道法》

第二十五条の七 指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者届け出なければならない。

第三十四条 法第二十五条の七の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人であつては、その代表者の氏名
 - 二 法人にあつては、役員の氏名
 - 三 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2 第二十五条の七の規程により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあつた日から三十日以内に様式第十による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者提出しなければならない。
- 一 前項第一号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあつては住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
 - 二 前項第二号に掲げる事項の変更の場合には、様式第二による法第二十五条の三第一項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記簿の謄本

- イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

ニ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 法人であつて、その役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの